

件名： 新型コロナウイルス関連（本邦入国時の出国前検査証明書の取得について）

本文

1 我が国への入国、帰国に際する出国前検査証明の取得に当たって、厚生労働省所定のフォーマットを使用することが推奨されていますが、有効と認められる検体、検査方法等の検査証明書に記載すべき内容がすべて満たされている場合は、医療機関の任意フォーマットの検査証明書であっても差し支えありません。

2 検査証明書の提出に関する細部は、以下の厚生労働省HPにてご確認いただくと共に、ご不明な点がございましたら、日本国大使館に前広にご相談願います（出発前72時間以内の時間的制約がありますので、速やかにご連絡下さい）。

○厚生労働省HP（検査証明書の提出について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

●在レバノン日本国大使館

代表電話番号：+961-(0)1-989751~3

領事直通：+961-(0)1-989856/01-989855

領事携帯：+961-(0)3-366018/03-345977

領事緊急：+961-(0)3-362540

F A X 番号：+961-(0)1-989754